

令和7年分の申告が始まります。

申告が必要かどうか確認し、忘れずに申告しましょう。

町・県民税（住民税）の申告とは

前年の所得に対して翌年課税される町・県民税（住民税）の計算を行うために必要な申告です。

申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所地の市町村に提出します。

※所得申告は「自分で所得計算して申告する」ことが基本です。必ず事前に計算し、
まとめたうえでお越しください。

申告会場・期間

会場：新地町役場 1階 101・102会議室

期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

※発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、後日あらためてご来場ください。

町・県民税の申告が必要な方

次のいずれかに、1つでも該当する方。

○令和8年1月1日現在、町内に住所がある方で、令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間に収入があり、所得税の申告をしていない方

○1カ所から給与の支払を受けている方で、年金、農業、営業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得がある方

（所得合計20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。）

○2カ所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整をしていない方

○主に給与、年金以外の所得で生計をたてている方で、所得税かからない方

○給与所得者で、勤務先から町に給与支払報告書の提出がない方

○無収入であっても扶養手当や児童手当及びその他、福祉・健康保険関係等の手続きに所得証明等の税務証明書が必要な方

電話で申告ができる方

○公的年金を受給している方で、それ以外の収入がない（0円）の方

税務署で申告していただく方

- ・住宅借入金等特別控除をする方（新規または連帯債務の場合）
- ・青色申告
- ・土地、建物、株式等の譲渡所得がある方
- ・令和7年分以前の確定申告をする方
- ・先物取引に係る雑所得等がある方
- ・仮想通貨取引による雑所得がある方
- ・新規の雑損控除をする方

申告に必要なもの

チェックシート

対象	チェック	必要書類等
申告者全員	<input type="checkbox"/>	振込先口座のわかるもの(所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込まれます)
	<input type="checkbox"/>	本人確認書類、もしくは本人確認書類の写し(次の①~③といずれか一方)
	<input type="checkbox"/>	① 個人番号カード
	<input type="checkbox"/>	② 個人番号通知カード及び運転免許証等の顔写真付き身分証明
	<input type="checkbox"/>	③ 個人番号が記載された住民票及び運転免許証等の顔写真付き身分証明
所得に関するもの	<input type="checkbox"/>	税務署から申告のお知らせのはがき(※郵送されている方のみ)
	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票(コピー不可)※無い場合は申告受付が出来ません。必ずお持ちください。
	<input type="checkbox"/>	収支内訳書(必ず事前にご自身で作成してお持ちください)、収入・経費がわかる書類・帳簿・領収書控など
	<input type="checkbox"/>	支払調書、収入・経費がわかる書類など
控除に関するもの	<input type="checkbox"/>	配当所得者
	<input type="checkbox"/>	支払通知書、特定口座年間取引報告書など
	<input type="checkbox"/>	社会保険料控除
	<input type="checkbox"/>	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」など ※給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。
	<input type="checkbox"/>	生命保険料控除
	<input type="checkbox"/>	控除証明書
	<input type="checkbox"/>	地震保険料控除
	<input type="checkbox"/>	控除証明書
	<input type="checkbox"/>	医療費控除
	<input type="checkbox"/>	医療費の明細書(必ず事前にご自身で作成してください)、医療費通知、高額療養費などの補てん金がわかるもの、おむつ使用証明書など
控除に関するもの	<input type="checkbox"/>	障害者控除
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	<input type="checkbox"/>	配偶者控除
	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票など配偶者や被扶養者の所得を証明できる書類(収入がない場合は必要ありません)
	<input type="checkbox"/>	配偶者特別控除
	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	<input type="checkbox"/>	扶養控除
	<input type="checkbox"/>	非同居の扶養を証明する書類
控除に関するもの	<input type="checkbox"/>	雑損控除
	<input type="checkbox"/>	罹災証明書、被害を受けた資産の取得時期、取得価額、損害額が分かる書類、保険金や補助金などを受け取った場合その金額がわかるものなど
控除に関するもの	<input type="checkbox"/>	寄附金控除
	<input type="checkbox"/>	寄附金の領収書など

申告の際の留意点

- ◎営業所得、農業所得、不動産所得又は山林所得が生ずる業務を行う全ての方について、申告の際には、**必ず申告前に収入や経費の計算を行い、収支内訳書にまとめたうえで会場にお越しください。**
- ※会場内混雑緩和のため、申告内容をまとめていない場合、会場内記載台にて内容をまとめていただいた後に番号札をお取りいただくようになります。
- ※昨年度、町で申告された方は申告時、町からお渡しした「収支内訳書」を参考に、内容まとめてください。
- ◎医療費控除を受けられる方は、**事前に通院された方と通院した病院毎に、領収書等を集計し、医療費控除の明細書に記入してから会場へお越しください。**

相馬税務署からのお知らせ

1 令和7年分の所得税等の確定申告書作成会場について

令和7年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設予定です。

- 開設場所 相馬市振興ビル6階 相馬市中村字塚ノ町65-16
 - 開設期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月） 《土、日、祝日を除く》
 - 開設時間 午前9時～午後4時
- ※ 申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによる事前予約をお願いします。
当日の相談受付は、相談枠に限りがありますので、事前予約をお願いします。
なお、LINEによる事前予約は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントのお友だち追加が必要です。
- ※ 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信（提出）していただきますので、スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。
マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード（注）のほか、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎていないかを来場前に必ずご確認いただきますようお願いします。
また、電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e-Tax等がご利用できません。確定申告期は、電子証明書の更新窓口（市区町村）が混雑することも予想されますので、お早めに更新手続をお願いいたします。
- （注）パスワードが不明な場合又はロックされた場合、市町村の窓口又はコンビニ等で初期化が可能です。
- ※ 申告書を作成済みで提出のみの方は、郵送による提出又は相馬市振興ビル正面入口横の相馬税務署文書収受箱へお入れください。

2 スマホとマイナンバーカードで、ご自宅からe-Tax！

- ご自宅からのe-Taxは、メリットがたくさん

- ・ ご自宅から24時間利用できます（メンテナンス時間を除きます）
- ・ 受信通知からいつでも確定申告の内容が確認できます
- ・ 添付書類の提出が不要となります（一部の書類を除きます）
- ・ 3週間程度で還付になります（書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付）

- e-Taxに必要なもの

- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
- ・ マイナンバーカードのパスワード2つ

確定申告書等作成コーナー



- ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ② 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

動画で見る確定申告



- 申告に困ったときは

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内しています。

3 確定申告はマイナポータル連携をご利用ください

医療費やふるさと納税などの情報を申告書に自動入力
することができ、申告書をスムーズに作成できます。

マイナポータル連携
の詳細はこちら

